



上場会社名 株式会社 滋賀銀行

上場取引所

東・大

コード番号 8366

本店所在都道府県

滋賀県

(URL http://www.shigagin.com)

代表者 役職名 取締役頭取 氏名 高田 紘一

問合せ先責任者 役職名 総合企画部  
主計室長 氏名 今井 信一郎

TEL (077) 521-2205

中間決算取締役会開催日 平成17年11月18日

特定取引勘定設置の有無 無

米国会計基準採用の有無 無

## 1. 平成17年9月中間期の連結業績(平成17年4月1日~平成17年9月30日)

## (1) 連結経営成績

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
平成17年9月中間期	46,975	10.8	9,933	16.6	7,311	41.3
平成16年9月中間期	42,385	0.2	8,521	107.7	5,174	16.7
平成17年3月期	84,527	0.5	15,706	38.0	11,483	85.5

	1株当たり中間 (当期)純利益	潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益
	円 銭	円 銭
平成17年9月中間期	2762	
平成16年9月中間期	1955	
平成17年3月期	4332	

(注) 持分法投資損益 平成17年9月中間期 - 百万円 平成16年9月中間期 - 百万円 平成17年3月期 - 百万円  
期中平均株式数(連結)

平成17年9月中間期 264,727,771株 平成16年9月中間期 264,720,630株 平成17年3月期 264,748,917株

会計処理の方法の変更 無

経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年同期増減率

潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。

## (2) 連結財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり 株主資本	連結自己資本比率 (国際統一基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
平成17年9月中間期	4,033,814	235,650	5.8	89031	11.38
平成16年9月中間期	3,948,559	206,508	5.2	77982	11.03
平成17年3月期	4,006,137	221,701	5.5	83730	11.18

(注) 期末発行済株式数(連結)

平成17年9月中間期 264,684,366株 平成16年9月中間期 264,817,158株 平成17年3月期 264,765,129株

## (3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
平成17年9月中間期	54,492	80,869	719	38,787
平成16年9月中間期	91,893	98,029	54	40,524
平成17年3月期	141,647	121,885	596	65,877

## (4) 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社数 14社 持分法適用非連結子会社数 - 社 持分法適用関連会社数 - 社

## (5) 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結(新規) - 社 (除外) - 社 持分法(新規) - 社 (除外) - 社

## 2. 平成18年3月期の連結業績予想(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

通 期	経常収益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
	88,000	16,300	8,700

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 32円81銭

(注) 上記の予想の前提条件その他の関連する事項については、添付資料の11、12ページを参照してください。

## 企業集団の状況

### 1. 企業集団の事業の内容

当行グループは、当行及び連結子会社14社(うち代理店4か店)で構成され、銀行業を中心に、リース・投資(ベンチャーキャピタル)事業、クレジットカード事業、事務代行業業、信用保証事業等の金融サービスを提供しております。

なお、当行グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

#### [銀行業]

当行の本店ほか支店104か店(うち国内103か店、香港1か店)、出張所26か店、代理店4か店(全て連結子会社)においては、預金、貸出、内国為替、外国為替、有価証券投資等の業務またはその取次ぎ業務を行い、地域に根ざした営業を展開するなかで、IT(情報技術)を駆使した営業力強化に特に注力しております。

#### [リース・投資事業]

ファイナンス・リース、割賦販売等の業務及びベンチャー企業への投資業務等を行っております。

#### [クレジットカード事業]

クレジットカード、キャッシング等の業務を行っております。

#### [事務代行業業]

文書等の保管・管理、店舗外現金自動設備の保守・管理、担保不動産の評価、データ処理等銀行業務の周辺業務を行っております。

#### [信用保証事業]

当行の住宅ローン等の保証業務を行っております。

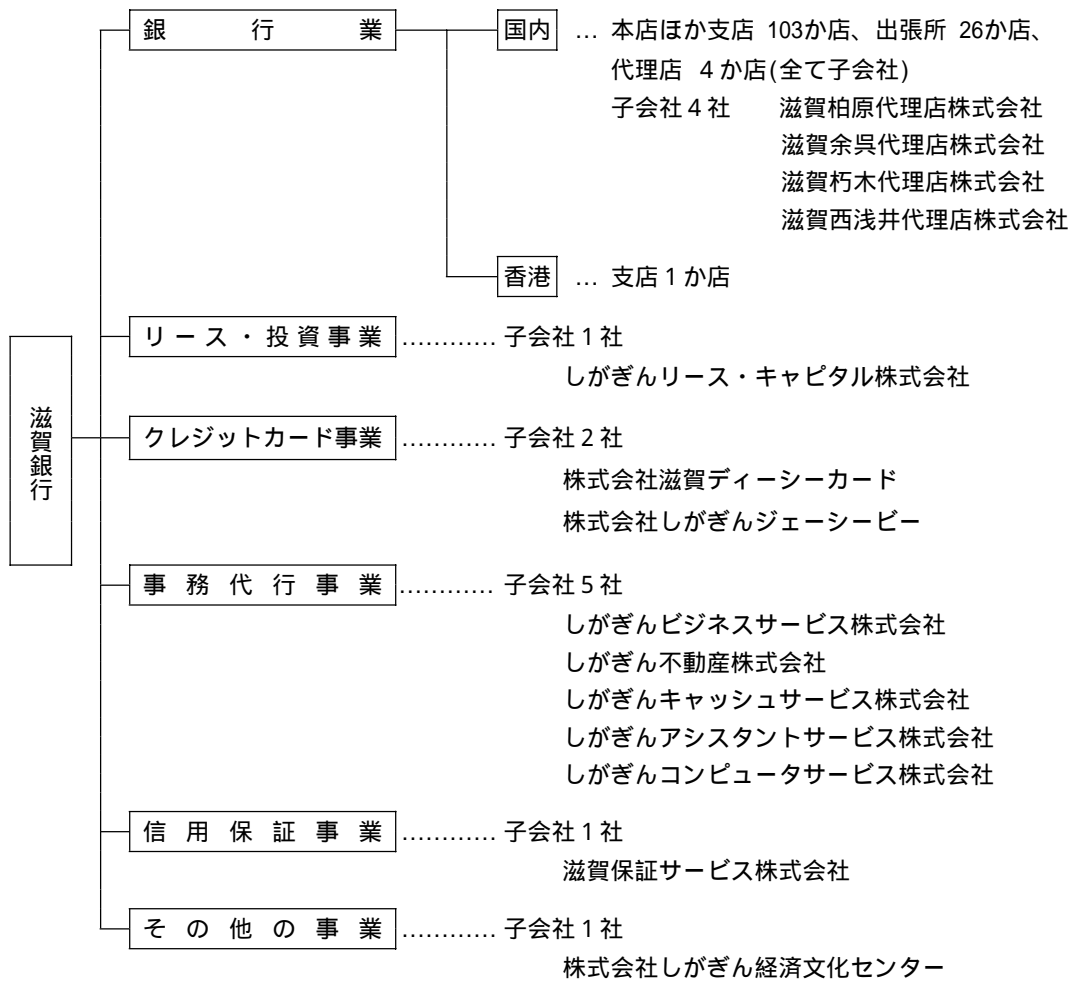
#### [その他の事業]

企業経営等に関するコンサルティング業務等を行っております。

## 2. 企業集団の事業系統図

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

子会社は全て連結子会社であり、非連結子会社はありません。また、関連会社もありません。



# 経 営 方 針

## 1. 経営の基本方針

当行グループは、中堅・中小企業ならびに個人のお客さまを中心に据え、お客さまや地域との「共存共栄」を図りながら、地域社会の発展に多面的に貢献することをめざしております。その実現のため、「マーケット・イン」(お客さま本位)の考えに立ち、「3つのC」 Consolidation(粗利益の増加) Credit Risk(損失の抑制) Cost Control(経費の削減)の実践により盤石な経営基盤を確立するとともに、「環境経営」(「クリーンバンクしがぎん」)を基軸とした広範囲な取り組みにより、企業の社会的責任(CSR)を果たしてまいります。

## 2. 利益配分に関する基本方針

当行は、お客さまや地域との「共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、一段と厳しさを増す経営環境に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当中間期の配当金につきましては、前中間期と同様、1株当たり2円50銭を実施する予定であります。

なお、内部留保金につきましては、お客さまのニーズに一層お応えするため、「IT」を活用した新しいビジネスモデルの構築や新商品・新サービスの開発など、より効率的、効果的な投資に充当して、収益力の向上に努め、経営基盤の一層の強化を図ってまいります。

## 3. 投資単位の引き下げに関する考え方および方針等

当行は、投資単位の引き下げにつきまして、株式市場において個人投資家の参加を促すための有効な施策のひとつとして認識しておりますが、引き下げの実施につきましては、株価の状況や市場環境並びに引き下げの効果等を勘案しつつ、適宜検討してまいりたいと考えております。

## 4. 目標とする経営指標

当行は、平成16年度からスタートした新世紀第2次長期経営計画(3年間)において具体的な挑戦指標として、自己資本比率(BIS基準)など下記の6項目を掲げ、その実現に向け取り組んでまいります。

目標とする経営指標	<平成19年3月期>目標	<平成17年9月期>実績
ROE(単体)	5%以上	6.30%
OHR(単体)	60%以下	69.51%
連結自己資本比率	11%以上	11.38%
連結Tier1比率	8%以上	7.74%
不良債権比率(単体)	* 2%台	3.34%
CSR取組項目(単体)	地球温暖化ガス(CO <sub>2</sub> )排出量6%削減	5.53%

\* 新世紀第2次長期経営計画の目標は3%台(平成17年3月末)で、既に達成していることから、「地域密着型金融推進計画」(平成17年8月公表)において掲げた目標値を記載しております。

## 5. 中長期的な経営戦略

当行は、これまで取り組んできた諸施策を集大成し、よりたくましい滋賀銀行を創造するため、「ビジネスモデルの変革による収益力の強化」をメインテーマに掲げた新世紀第2次長期経営計画(期間：3年間、平成16年4月～平成19年3月)を実行しております。

今次長計では、単に「お金を貸すビジネス」から「知恵と親切を提供するビジネス」への転換を図り、地域社会との真の「共存共栄」を実現するため、これまで築き上げてきたリスク管理手法やIT基盤をもとに、「新営業店システム」、「住宅ローン自動審査システム」を導入しました。また営業推進チャネルを明確化し、顧客セグメント別の営業体制を再構築するなど、従来型のビジネスモデルからより付加価値が高く、効率的な業務運営に努め、一層の収益力の強化を図ってまいります。

## 6. 対処すべき課題

平成17年度は、4月からペイオフ全面解禁や個人情報保護法が施行されたことに加え、金融システムの高度化を掲げる「金融改革プログラム」が開始されるなど、金融機関には、より一層自己責任原則に徹した経営が求められております。

こうした中で、当行グループでは、今年の経営のキーワードを「**価値**」と定め、役職員が一丸となり、3つの角度から「価値」の向上に努めております。第1は、役職員一人ひとりの「**機能価値**」の向上であります。各人がそれぞれの持ち場で、いかに「自己実現」を追求していくかを考え、行動し、個性と存在感のある行員像の確立に努めております。第2は、商品・サービスの「**質的価値**」の向上であります。「マーケット・イン」(お客さま本位)の考えに立ち、「知恵と親切」の提供に磨きをかけ、お客さまの「課題解決」(ソリューション)に役立つメニューを工夫し、充実してまいります。第3は、当行の「**企業価値**」の向上であります。お客さまの信頼を確保し、当行の「存在価値」を着実に高めてまいります。

これら「**価値**」の向上を実現するため、当行グループでは、「**知恵と親切のしがぎん**」「**アジアに強いしがぎん**」「**CSR(企業の社会的責任)のしがぎん**」のブランドイメージの確立に努めたいと考えております。まず、「**知恵と親切のしがぎん**」として、「野の花」(ニュービジネス)の支援やM&A、企業再生支援等の投資銀行的業務に注力するとともに、個人の資産運用のアドバイザー機能向上を図り、営業店の店頭を「事務の現場から営業の現場」へ変革してまいります。次に、「**アジアに強いしがぎん**」として、香港支店や上海駐在員事務所などの海外拠点と証券国際部「アジアデスク」、営業店が連携を強め、お客さまの海外進出や貿易取引の支援体制を拡充してまいります。さらに「**CSRのしがぎん**」として、全行グループあげて従来からの取り組みをさらに発展させて、「環境経営」(「クリーンバンクしがぎん」)を主軸とする「CSR」を多面的に追求してまいります。また、「自分の城は自分で守る」との自己責任原則に立ち、リスク管理体制やコンプライアンス体制の強化に努めるとともに、平成19年3月期より実施が予定される新BIS規制に向けて、「内部格付手法」に基づく独自のリスク管理体制の強化を図り、金融機能の高度化に挑戦してまいります。

## 7. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、地方銀行として、地域社会との共存共栄を基本理念として、経営の健全性・効率性・透明性の確保という観点から、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、リスク管理体制の強化や経営の効率性の改善、法令等遵守態勢の徹底、適時適切な情報開示、ディスクロージャー資料の内容充実などに取り組んでおります。

## コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

## (1) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

## (a) 取締役会

取締役会は、17名の取締役で構成され、監査役出席のもと、原則毎月1回開催し、当行の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。

## (b) 監査役会

当行は、監査役会制度採用会社であり、監査役4名(うち社外監査役2名)が監査役会を原則として3ヶ月に1回以上開催しております。各監査役は、監査役会において定めた監査計画等に従い、取締役会や常務会、内部監査報告会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しております。なお、監査役および監査役会は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報交換を行なうとともに、内部監査部門等からの報告を通じて適切な監査を実施しています。

## (c) 常務会

常務会は、取締役頭取・専務取締役・常務取締役から構成され、投資計画、新商品の開発、営業体制の強化、リスク状況の把握など、経営全般について迅速な意思決定を行なうために、必要に応じ開催しております。なお、重要な業務の執行については取締役会に上程しています。

## (d) 内部監査体制

内部監査を実施する監査部を設置し、当行の健全かつ適切な業務運営の遂行を目的として、毎年取締役会が承認した「年度内部監査計画」に基づき、被監査部店の内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価しております。また、原則毎月1回、取締役頭取を含む経営陣が出席する内部監査報告会を実施し、監査結果の報告及び被監査部店の実態、問題点、課題についての検討を行い、当行のリスクの軽減化、事務の堅確化、業務運営の適切性の確保に努めております。

## (e) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、専務取締役を委員長とし、参与として監査役を加え、誠実・公正な企業活動の遂行に資することを目的として、社会規範、法令および当行内規の遵守に係る諸問題について総合的な検討を行っております。

## (f) A L M委員会

A L M委員会は取締役頭取を委員長とし、リスク管理の充実によって安定した収益の向上に寄与することを目的として、リスクに関する報告や分析・討議を行なうとともに、A L M(資産と負債の総合管理)の対応を図っております。

## (g) 会計監査人

会計監査につきましては、当行と監査契約を締結している中央青山監査法人が監査を実施しております。

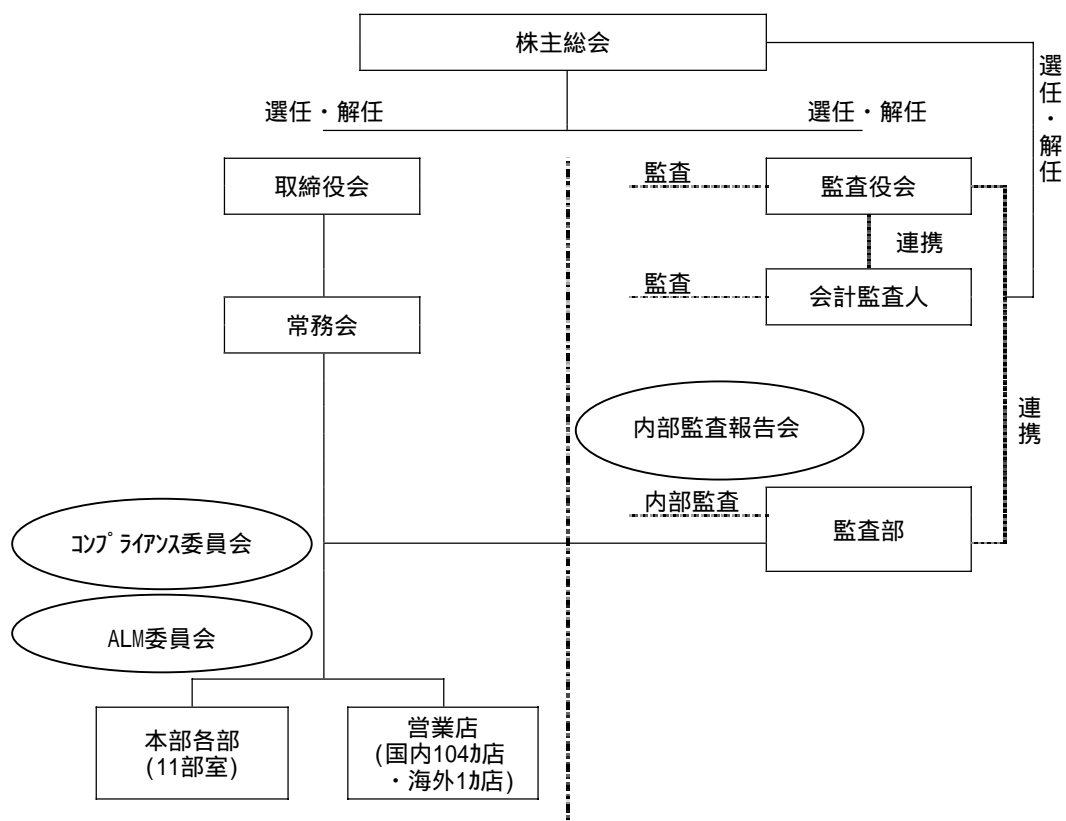
(ア) 当行の会計監査業務を執行している公認会計士の氏名、所属する監査法人名、継続監査年数は、以下のとおりであります。なお、継続監査年数は平成17年10月末時点のものであります。

氏 名	所属する監査法人	継続監査年数(担当開始年月)
桑 木 肇	中央青山監査法人	11年(平成6年7月)
味 谷 祐 司	同 上	8年(平成9年7月)
加 地 敬	同 上	0年(平成17年7月)

(イ) 会計監査業務に係る補助者

公認会計士 3名、会計士補 4名、システム監査人 4名、その他 2名

(コーポレート・ガバナンス体制の概要)



#### リスク管理体制の整備の状況

当行では、リスク管理を銀行の本質的な機能のひとつと位置づけ、各種リスクを的確に把握して総合的に管理・コントロールし、全体的なリスクマネジメントが可能な経営管理体制の強化に努めております。

#### (a) 全行的なリスク管理体制

当行では、銀行業務の遂行に不可避である各種リスクを全行的な観点から分析・評価し、適切に管理することが、経営の健全性を維持するための最重要課題であると認識しております。

このような認識に基づき、当行が直面するすべてのリスクを一元的に把握する必要性から、平成15年4月にリスク管理体制の機能強化を図り、信用リスク、市場リスク、流動性リスクに加えて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクについて、リスクを一元的に統轄管理する体制といたしました。なお、リスクに関する報告・討議をALM委員会で行なうとともに、半期毎

に各リスクカテゴリー毎のリスク管理方針を策定し、取締役会が決議する体制となっております。

(b) 信用リスク管理体制

当行の業務運営上、信用リスクは最も重要性の高いリスクであると認識しております。

こうした認識のもと、当行は資産の健全性維持・向上を目的とした適切なリスク管理体制の構築に努めております。

与信業務については、「融資業務に関する基本方針(クレジットポリシー)」を策定し、与信行為に携わる従業員が遵守すべき考え方や行動基準を明文化するとともに、与信判断や与信管理を行う際の基本的な手続を定め、各従業員が、公共性・安全性・収益性・成長性の原則に則った与信判断を行える体制を構築しております。

個社別の信用リスク管理体制については、審査部門が営業推進部門から独立し、審査ノウハウの蓄積・強化を促進しております。また、「企業格付制度」により与信先の信用リスク評価を定期的に実施し、信用判断の高度化に努めております。

全体としての与信ポートフォリオについては、格付別・業種別に信用リスクの動向を把握しております。特に、与信集中によるリスクを抑制するために大口与信先の把握に注力するとともに、与信限度額を設定することで与信先に対する過度の集中を防止しております。

(c) 市場リスク管理体制

銀行の業務運営上、市場リスク(金利変動や株価の変動等によって損失を被るリスク)は市場変動に伴う不確実性があり、これにより予想外のリスクをもたらす危険性があります。また、その性格上、迅速な対応も必要となるため、適切なリスク管理体制を構築する必要があります。

当行では、安定した収益確保を目的として、半期ごとにALM計画を策定し、全行的なリスク・リターンを勘案したうえで有価証券の投資計画などを定めております。また、可能な限り市場リスクの計量化に努め、リスクの状況を適切に報告・モニタリングしております。

(d) 流動性リスク管理体制

流動性リスクの発生は、資金繰りに支障をきたすなど銀行の根幹にかかわるものとなる恐れがあります。そのため当行では、資金繰り管理部門とリスク管理部門を区分し、金融環境、資金繰りの状況、資金化可能資産残高、予想される資金流出額などを勘案しつつ、資金繰りに支障をきたさないよう流動性リスクの適切な管理運営を行っております。

(e) 事務リスク管理体制

事務リスクについては、当行が大きな損失を被ったり、あるいは信用を失墜する可能性があることを認識し、正確な事務処理を維持しつつ、事故・苦情・不祥事件及びそれに関わる損失の未然防止に努めております。事務リスク管理のために、本部・営業店が一体となり、厳正な事務管理マニュアルの整備・遵守を心がけることはもちろん、日頃の事務指導や研修体制の強化にも取り組んでおります。

平成17年7月には事務リスクの主管部署であった事務システム部を業務統轄部とシステム部に改編し、事務リスクの主管部署を業務統轄部としました。同時に業務統轄部には預り資産業務や公金業務、融資業務などの事務管理に加え、情報管理を集約し、事務リスクを一元的に管理する体制としました。

(f) システムリスク管理体制

IT(情報通信技術)の有効かつ高度な利用は、顧客サービス、事務の効率化や堅確性を支えるツールとして重要性を増す反面、そこに内在するリスクは極めて大きいものがあります。

システムリスクに関しては、大きく分けて、データの機密性、ソフトウェアでは対象業務の重要度、ハードウェアではそれが停止したときの影響度の3点を評価することが第1のステップであるとの考えから、それぞれに対する厳密な分析と対応を重要課題として認識しております。また、役職員全員の遵守すべき規範としてセキュリティーポリシー、セキュリティースタンダードを

制定するとともに、システムや機器ごとにマニュアルを配備して万全を期しております。

(g) コンプライアンス体制

銀行にとって、社会的信頼を維持するにはコンプライアンス体制の確立が必須であります。特に、信用を重んじた企業活動が今まで以上に要求されるようになり、的確な法的判断機能を有することが緊急課題となっております。また、消費者の権利保護が法的に強化されたことから、こうした体制の充実・強化が必要となっております。

当行では、法務室(平成8年6月総務部内に設置、平成15年4月経営管理部に移管)を中心に、全行をあげてこの重要課題に取り組んでおります。法令遵守を徹底するため、平成10年4月には専務取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、法令等遵守責任者(コンプライアンスオフィサー)を全店に配置する一方、全従業員に冊子(「私達の行動基準」)を配付して法律や社会的規範を尊重した行動の徹底に努めております。

このほか、平成13年1月からは、金融商品販売法や消費者契約法などを収録した「コンプライアンス・マニュアル」を当行のイントラネット(名称「夢現ネット」)上に掲載し、必要なときにいつでも、誰でも見られる体制といたしました。また、従業員を対象とした研修としては、職務担当者別や階層別に定期的な研修を実施するなど、法令遵守の徹底に全力をあげております。

(2) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係の概要

当行と当行の社外監査役の間には、特記すべき利害關係はありません。

なお、社外監査役西川甚五郎及びその近親者が議決権の過半数を有している会社との取引に係る各種条件等につきましては、市場金利等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(3) コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの今期における実施状況

・「取締役の職務執行に関する表明書」の取り入れ

取締役職務執行監査の網羅性を担保する一手段として、「取締役の職務執行に関する表明書」を平成17年4月に全取締役から取り入れました。

・情報管理室の設置

平成17年4月から個人情報保護法が施行され、情報管理に対する取り組みについて重要度が増す中、個人情報のみに限定することなく当行全体の情報管理体制を一層強化するため、平成17年3月に諮問機関として「情報セキュリティ委員会」を設置するとともに、情報管理の担当部署として事務システム部に「情報管理室」を設置いたしました。(平成17年7月の組織改正で業務統轄部を新設し、移管)

・業務統轄部およびシステム部の新設によるミドル・セクションの強化とITガバナンスの充実

投資信託、年金保険などの金融商品販売の拡大に伴う業務管理の多様化、情報管理の高度化、顧客保護体制の強化など課題に対応するため、平成17年7月に従来の事務システム部を分割し、業務統轄部とシステム部に再編いたしました。同時に営業統轄部、証券国際部が所管となっていた金融商品に関する管理業務について、業務統轄部へ集約すると共に経営管理部から情報管理室を移管しました。従来、各部に分散していた事務管理を業務統轄部に一元化し、事務リスクの管理体制を一層強化するとともに、営業推進部門に対する相互牽制がより働く仕組みとしました。システム部においては、システム企画グループを設置し、ITガバナンスの強化を図ると共に、今後ますます重要性が高まるシステムの企画・開発・管理に特化する体制としました。

## 8. 親会社等に関する事項

当行は親会社等を有しておりませんので、本項は記載しておりません。

## 経営成績及び財政状態

当行グループは、お客さまとの接点となる新しいチャネルの展開や新商品・サービスの提供などに積極的に取り組むなど、地域に密着した営業基盤の拡充と経営の効率化を図ってまいりました。その結果、当中間連結会計期間の経営成績及び財政状態は次のとおりとなりました。

### 1. 経営成績

平成17年度上半期のが国経済は、好調な海外経済や増加基調である国内需要の影響により輸出や生産が拡大し、企業収益は改善を続け個人所得も増加傾向をたどりました。また、金融面では物価の安定が維持されるもとで、依然として「ゼロ金利」の状態が続きました。

このような経済環境のもと、新世紀第2次長期経営計画(期間：3年間、平成16年4月～平成19年3月)のメインテーマである「ビジネスモデルの変革による収益力の強化」を実現するため、基本営業戦略である「3つのC」 コンソリデーション(Consolidation：粗利益の増加)、 クレジット・リスク(Credit Risk：損失の抑制)、 コスト・コントロール(Cost Control：経費の削減)を徹底し、収益力の強化に取り組んでおります。

この結果、当中間連結会計期間の経営成績は、以下のとおりとなりました。

#### (1) 連結粗利益〔資金利益＋役務取引等利益＋その他業務利益〕

当中間連結会計期間の連結粗利益は、以下に記載のとおり、資金利益を中心に32,305百万円(前中間連結会計期間比1,216百万円の増加)となりました。

資金利益は、前中間連結会計期間に比べて850百万円増加し29,318百万円となりました。資金利益が増加した主な要因は、資金運用の要である貸出金利息が貸出金利回りの低下により前中間連結会計期間比546百万円減少するなか、外貨建債券運用を増加させるなど効率的な有価証券運用に努め、有価証券利息配当金が前中間連結会計期間比2,499百万円増加したためであります。なお、外貨建債券運用のための資金調達コストの増加を主因として資金調達費用も前中間連結会計期間比1,160百万円増加したため、資金利益の増加は850百万円にとどまりました。

役務取引等利益は、前中間連結会計期間に比べて143百万円増加し4,586百万円となりました。これは、前述のとおり貸出金利息が伸び悩むなか、当行においてフィービジネスを強化した結果であります。特に、投資信託や個人年金保険の販売に伴う手数料収入が前中間連結会計期間比143百万円増加したことが大きく寄与しております。

その他業務利益は、前中間連結会計期間に比べて222百万円増加し 1,599百万円となりました。これは、将来の長期市場金利の上昇に備え当行の債券ポートフォリオの改善を行った結果、債券関係損益(＝国債等債券売却益－売却損＋償還益－償還損－償却)を 685百万円計上したことが主因であります。

#### (2) 連結実質業務純益〔連結粗利益－営業経費(臨時費用処理分を除く)〕

当中間連結会計期間の営業経費(臨時費用処理分を除く)は、当行の退職給付費用や機械化投資関連の物件費増を主因として、前中間連結会計期間に比べて554百万円増加し22,318百万円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の連結実質業務純益は9,987百万円となり、前中間連結会計期間に比べて662百万円の増益となりました。

#### (3) 経常利益〔連結実質業務純益－その他経常費用中一般貸倒引当金繰入額＋その他経常損益(不良債権処理額・株式関係損益等)〕

当行では「問題は先送りしない」という方針のもと、従来から厳正な自己査定を実施し不良債権の処理を進めてまいりました。当中間連結会計期間においてもその方針に基づき処理を進めた結果、当中間連結会計期間の与信コスト(＝その他経常費用中一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理額－貸倒引当金等純戻入額(ゴ

ルフ会員権に対する引当金の繰入・戻入額を除く))は 2,282百万円(すなわち過去に計上した貸倒引当金等が取崩となり2,282百万円の利益が発生)となり、前中間連結会計期間(229百万円)に比べると2,512百万円の減少となりました。

また、当中間連結会計期間の株式関係損益(=売却益-売却損-償却)は1,026百万円で、前中間連結会計期間に比べて741百万円の増加となりました。

以上のとおり、主として与信コストの減少と株式関係損益の増加により、当中間連結会計期間の経常利益は9,933百万円で前中間連結会計期間に比べて1,412百万円の増益となりました。なお、当行では平成10年度(11年3月期)から連結決算を実施しておりますが、中間期の連結経常利益9,933百万円は前中間連結会計期間(8,521百万円)に続き2期連続での最高益更新となりました。

#### (4) 中間純利益〔経常利益+特別損益-税効果会計適用による法人税等の税負担額(法人税、住民税及び事業税+法人税等調整額)-少数株主利益〕

当中間連結会計期間の特別損益は、特別利益に貸倒引当金等純戻入額3,247百万円(前中間連結会計期間比2,310百万円増加)、償却債権取立益1,210百万円(同592百万円減少)を計上したこと、特別損失に当中間連結会計期間から「固定資産の減損会計」を適用し減損損失2,854百万円を計上したことを主因として1,491百万円(前中間連結会計期間比1,224百万円増加)となりました。

これにより、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は11,425百万円で、前中間連結会計期間に比べて2,636百万円の増益となりました。

なお、当中間連結会計期間の税効果会計適用後の法人税等の負担額(「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」の合計)は3,995百万円(税金等調整前中間純利益に対する負担割合は34.96%)、少数株主利益は118百万円であります。

以上より、当中間連結会計期間の中間純利益は7,311百万円で、前中間連結会計期間に比べて2,136百万円の増益となりました。なお、連結中間純利益7,311百万円も連結経常利益と同様、前中間連結会計期間(5,174百万円)に続き2期連続での最高益更新となりました。

#### (5) 今後の見通し

当連結会計年度(平成18年3月期)通期の経営成績は、景気は緩やかな回復傾向が持続しているものの、原油価格の高騰や原材料価格・仕入価格の上昇による企業収益減少の懸念や、足許の消費者物価の動向から当面は低金利政策の継続が予想されることなどを踏まえ、通期の連結経常収益は880億円、連結経常利益は163億円、連結当期純利益は87億円を見込んでおります。

## 2. 財政状態

### (1) 主要勘定の概況

当中間連結会計期間の預金等(譲渡性預金を含む)の期中平均残高は、個人預金を中心に前中間連結会計期間に比べ、71,433百万円増加(増加率2.02%)して3,593,785百万円(うち預金は3,460,430百万円)となりました。

一方、資金運用の要である貸出金の期中平均残高は、消費者向け貸出の増加に加え、企業の資金需要にも回復の兆しが見え、事業性貸出も増加に転じたことから、2,297,550百万円となり前中間連結会計期間に比べて67,269百万円の増加(増加率3.01%)となりました。

また、有価証券運用の期中平均残高は前中間連結会計期間比80,842百万円増加(増加率6.01%)の1,424,298百万円となりました。

なお、当中間連結会計期間末における連結ベースのリスク管理債権残高は78,605百万円で前連結会計年度末に比べて5,169百万円の減少、総貸出金残高に占める比率は3.43%で前連結会計年度末に比べて0.18%の

低下となりました。

本年4月からはペイオフが全面解禁されました。当行は、お客さまから安心してお取引いただける銀行であるべく、引き続き資産の健全性確保に努めるとともに、収益力の強化による自己資本の増強に一層努力してまいり所存であります。

当連結会計年度(平成18年3月期)通期の主要勘定につきましては、預金等(譲渡性預金を含む)の期中平均残高は前連結会計年度比566億円増加(増加率1.60%)の3兆5,810億円、貸出金の期中平均残高は住宅ローンを中心とする消費者向け貸出の増加に加えて企業の資金需要の緩やかな回復を見込み、前連結会計年度比419億円増加(増加率1.85%)の2兆2,990億円を予想しております。

## (2) 自己資本の状況

当中間連結会計期間末の連結自己資本比率(銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出した連結自己資本比率)は11.38%で、前連結会計年度末の11.18%から0.20%の上昇となりました。自己資本比率上昇の主な要因は、利益の積み上げによる自己資本(Tier1)の増加であります。

なお、当中間連結会計期間末の繰延税金資産の連結貸借対照表計上額は334百万円(前連結会計年度末比4,871百万円の減少)で中核的自己資本(連結自己資本比率算出におけるTier1額 181,793百万円)に対する繰延税金資産の比率は0.18%、また、当中間連結会計期間の実質業務純益に対する比率も僅少であります。したがって、計上している繰延税金資産の残高は、自己資本の額、収益力双方からみても全く問題のない水準であると認識しておりますが、バランスシートの健全性の観点から、引き続き繰延税金資産の残高削減に努力してまいります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前中間連結会計期間末に比べ1,737百万円減少し、当中間連結会計期間末には38,787百万円となりました。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の営業活動による資金の増加は54,492百万円であり、前中間連結会計期間に比べ37,400百万円の減少となりました。減少の主な要因は、預金ならびに債券貸借取引受入担保金の減少であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の投資活動により使用した資金は80,869百万円であり、前中間連結会計期間に比べ17,160百万円の減少となりました。減少の主な要因は、金銭の信託の減少による収入の増加及び金銭の信託の増加による支出の減少、並びに、有価証券の売却による収入の増加であります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中に財務活動の結果使用した資金は、主として配当金の支払により719百万円となり、前中間連結会計期間に比べ664百万円の増加となりました。増加の主な要因は、前中間連結会計期間において自己株式の売却による収入641百万円を計上していたためであります。

### 3. 事業等のリスク

当行及び当行グループ(以下「当行」という。)の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。これらのリスク管理体制等につきましては、「経営方針」中の「7. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況」に記載しております。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当中間連結会計期間末現在において判断したものであります。

#### (1) 貸出金等信用供与に関するリスク

##### 予想を上回る貸倒の発生

当行は、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)以外の債務者に係る債権については、貸出先の状況に応じて、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき見積もった貸倒引当金を計上しております。

しかしながら、景気回復が腰折れし再び景気が低迷する場合等(下記 参照)には、経営破綻等に陥る貸出先が増加し、実際の貸倒が当該見積りを大幅に上回り、多額の貸倒償却又は引当負担が生じる可能性があります。

##### 担保価値の下落

当行は、破綻先・実質破綻先等に係る債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除して貸倒引当金を計上または債権額から直接減額(以下「部分直接償却」という。)しております。したがって、当行が貸出金等の担保として取得している不動産や有価証券などの担保価値が下落すると、貸倒引当金の積み増しや部分直接償却の追加が必要となり、当行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当行ではバランスシートの健全性の観点から、独自に不良債権のオフバランス化をはじめ、不良債権に対する処置や対応を進めております。この過程において、当行は、不良債権を従来の想定外の時期若しくは方法により、または想定を超えるディスカウント幅で売却したり、想定外の多額の償却をせざるを得なくなる可能性があります。

##### 貸出先への対応

当行は、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、当行が債権者として有する法的な権利のすべてを必ずしも実行しない場合があります。また、当行がこれらの貸出先に対して債権放棄または追加貸出を行って支援をすることもあり得ます。このような貸出先に対する支援を行った場合は、当行の与信関係費用が増加する可能性があります。

##### 権利行使の困難性

当行は、不動産市場における流動性の欠如または価格の下落、有価証券の価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産若しくは有価証券を換金し、または貸出先の保有するこれらの資産に対して強制執行することが事実上できない可能性があります。

##### 貸倒を誘発し得る重要な要因

いわゆるバブル経済崩壊以降、わが国経済は長期にわたり低迷し、その結果、多くの企業倒産が発生しました。現在は緩やかな回復局面にありますが、原油や鉄鋼価格上昇による企業業績の圧迫、現在は

好調な中国経済の減速など先行きの不安定要因は拭えず、景気回復の腰折れや遅れ、あるいは再び景気が下降局面に入る懸念もあります。このような場合には、当行の貸出先の業績悪化、倒産等による貸が増加する可能性があります。

また、現在、日本銀行は景気回復を促すため、いわゆるゼロ金利政策を維持しております。こうした政策が奏効し景気回復が本格化した場合には金融政策が変更され金利が上昇する可能性があります、その際金利負担に耐え切れなくなる貸出先が増加するおそれがあります。

当行の貸出先のなかには、複数の債権者の支援のもとで経営再建に取り組んでいる企業があります。それらの企業に対する支援を一部の債権者が打ち切ったり縮小したような場合、あるいは、それらの企業の再建が奏効しない場合などには、これらの企業の倒産が新たに発生するおそれがあります。

## (2) 金利変動に関するリスク

当行の主たる収益源は、預金等による資金調達と貸出金や有価証券を中心とした資金運用による利鞘収入(資金利益)です。これらの資金調達・運用に適用される金利は、契約時点、あるいは変動金利型の場合は契約後の予め定められた金利更改時点の約定期間別(1カ月、3カ月、1年等)の市場金利を基準に決定されますので、当行の資金調達・運用の期間毎の残高構成によっては、金利変動が当行の収益にとってマイナスに作用する可能性があります。

例えば、期間1年以内の預金を中心に資金調達を行い、期間10年の長期国債(固定金利)で運用しているような場合に金利が上昇すると、国債による資金運用収入は一定にもかかわらず、調達側の預金金利上昇によって支払利息が増加し、利鞘収入が減少する(場合によっては逆鞘となる)こととなります。

また、当行では、資金運用の相当部分を国債を中心とした債券で運用(会計上は「其他有価証券」に分類)しておりますが、金利の上昇(すなわち債券価格の下落)は、期末時点の時価評価により評価益の減少または評価損の発生を通じて、当行の自己資本の減少要因となります。

## (3) 保有株式の株価下落リスク

当行は市場性のある株式を相当額保有しております。近年みられたような全般的かつ大幅な株価下落が再び起こる場合には、当行が保有する株式に減損または評価損が発生し、当行の業績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くおそれがあります。

## (4) 自己資本比率に関するリスク

### 自己資本比率が低下するリスク

当行は、海外営業拠点を有しておりますので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号)に定められる国際統一基準を採用しております。

現時点における国際統一基準では、自己資本比率を8%以上に維持することが求められておりますが、当行の自己資本比率がこの水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。なお、当行の自己資本比率に悪影響を与える要因には以下のものが含まれます。

- ・ 債務者の信用力悪化や不良債権の処分に際して生じうる与信関係費用の増加
- ・ 有価証券ポートフォリオの価値の低下
- ・ 当行の既調達劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることができない可能性(下記 参照)
- ・ 繰延税金資産の計上にかかる制限(下記 参照)
- ・ 自己資本比率の基準及び算定方法の変更

### 劣後債務の借り換え

一定の要件を満たす劣後債務は、自己資本比率の算出において補完的項目として一定限度内で自己資本の額に算入することができます。当行は、これらの既存の劣後債務の自己資本への算入期限到来に際

し、同等の条件の劣後債務に借り換えることができない可能性があります。この場合、当行の自己資本の額は減少し、自己資本比率が低下することとなります。

#### 繰延税金資産計上にかかる制限

現時点のわが国の会計基準では、ある一定の状況において、将来実現すると見込まれる税務上の便益を繰延税金資産として計上することが認められております。

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異の解消スケジュールリングや、将来の課税所得に関する予測・仮定等に基づいて回収可能性を判断したうえで行ってありますが、当行が将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合には、当行の繰延税金資産は減額され、その結果、当行の業績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くこととなります。

また、近年、主要行を中心として不良債権処理が加速されたこと等から繰延税金資産が増加していた状況に対して、金融審議会報告書(平成16年6月)において、預金者保護等の観点から繰延税金資産の脆弱性は看過できず自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化を行うことが適当とされたことを受け、金融庁は主要行に対して、自己資本比率規制における自己資本のうち基本的項目(Tier 1)に占める繰延税金資産の割合(上限)を18年3月末以降40%、19年3月末以降30%、20年3月末以降20%に段階的に引き下げることとされました。現時点においては、地域金融機関に対しては当面は拡大する予定はないと説明されておりますが、今後、地域金融機関に対しても同様の制限が課された場合には当行の自己資本比率が低下する可能性があります。

## 中間連結財務諸表等

### 中間連結貸借対照表

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		41,234	1.05	39,910	0.99	66,214	1.65
コールローン及び 買入手形		71,979	1.82	9,105	0.23	23,286	0.58
買入金銭債権		8,540	0.22	10,034	0.25	8,133	0.20
商品有価証券		1,307	0.03	633	0.02	628	0.02
金銭の信託		32,663	0.83	14,193	0.35	33,495	0.84
有価証券	1,7	1,371,433	34.73	1,523,726	37.77	1,403,630	35.04
貸出金	2,3 4,5 6,8	2,248,781	56.95	2,290,450	56.78	2,318,503	57.87
外国為替	6	6,601	0.17	4,010	0.10	5,119	0.13
その他資産	7,9	39,971	1.01	28,841	0.71	28,915	0.72
動産不動産	7,10 11	83,076	2.11	79,854	1.98	83,771	2.09
繰延税金資産		15,894	0.40	334	0.01	5,205	0.13
連結調整勘定		37	0.00	0	0.00	22	0.00
支払承諾見返		54,645	1.38	51,598	1.28	52,318	1.31
貸倒引当金		27,577	0.70	18,840	0.47	23,051	0.58
投資損失引当金		30	0.00	39	0.00	56	0.00
資産の部合計		3,948,559	100.00	4,033,814	100.00	4,006,137	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
預金	7	3,393,659	85.95	3,444,118	85.38	3,452,787	86.19
譲渡性預金		120,756	3.06	136,550	3.39	126,416	3.15
コールマネー及び 売渡手形		25,652	0.65	31,506	0.78	6,894	0.17
債券貸借取引受入 担保金	7	58,452	1.48	35,675	0.88	57,961	1.45
借入金	12	39,111	0.99	38,231	0.95	39,237	0.98
外国為替		96	0.00	61	0.00	112	0.00
その他負債	7,9	25,308	0.64	33,722	0.84	24,051	0.60
退職給付引当金		7,529	0.19	7,906	0.20	7,590	0.19
その他の偶発損失 引当金				0	0.00	1	0.00
繰延税金負債				2,517	0.06		
再評価に係る 繰延税金負債	10	14,782	0.38	13,858	0.34	14,782	0.37
支払承諾		54,645	1.38	51,598	1.28	52,318	1.31
負債の部合計		3,739,995	94.72	3,795,747	94.10	3,782,154	94.41
<b>(少数株主持分)</b>							
少数株主持分		2,055	0.05	2,416	0.06	2,281	0.06
<b>(資本の部)</b>							
資本金		33,076	0.84	33,076	0.82	33,076	0.82
資本剰余金		23,956	0.61	23,962	0.59	23,962	0.60
利益剰余金		110,730	2.80	123,501	3.06	116,364	2.90
土地再評価差額金	10	14,711	0.37	14,222	0.35	14,724	0.37
その他有価証券 評価差額金		24,327	0.62	41,275	1.02	33,905	0.85
自己株式		294	0.01	387	0.00	332	0.01
資本の部合計		206,508	5.23	235,650	5.84	221,701	5.53
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		3,948,559	100.00	4,033,814	100.00	4,006,137	100.00

## 中間連結損益計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		42,385	100.00	46,975	100.00	84,527	100.00
資金運用収益		30,192		32,204		61,176	
(うち貸出金利息)		( 21,427 )		( 20,880 )		( 42,784 )	
(うち有価証券利息 配当金)		( 8,614 )		( 11,113 )		( 18,115 )	
役務取引等収益		6,102		6,266		12,196	
その他業務収益		4,296		5,593		8,722	
その他経常収益		1,794		2,910		2,432	
経常費用		33,864	79.90	37,041	78.85	68,821	81.42
資金調達費用		1,732		2,893		4,153	
(うち預金利息)		( 786 )		( 1,171 )		( 1,741 )	
役務取引等費用		1,659		1,680		3,325	
その他業務費用		6,118		7,193		11,958	
営業経費		22,590		23,430		46,094	
その他経常費用	1	1,763		1,844		3,288	
経常利益		8,521	20.10	9,933	21.15	15,706	18.58
特別利益	2	2,740	6.47	4,465	9.50	6,446	7.63
特別損失	3,4	2,472	5.83	2,973	6.33	2,722	3.22
税金等調整前 中間(当期)純利益		8,788	20.74	11,425	24.32	19,429	22.99
法人税、住民税 及び事業税		261	0.62	2,545	5.42	354	0.42
法人税等調整額		3,258	7.69	1,449	3.09	7,424	8.78
少数株主利益		93	0.22	118	0.25	168	0.20
中間(当期)純利益		5,174	12.21	7,311	15.56	11,483	13.59

### 中間連結剰余金計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結剰余金計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		23,942	23,962	23,942
資本剰余金増加高		14		20
自己株式処分差益		14		20
資本剰余金減少高				
資本剰余金中間期末(期末)残高		23,956	23,962	23,962
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		105,636	116,364	105,636
利益剰余金増加高		5,767	7,813	12,062
中間(当期)純利益		5,174	7,311	11,483
土地再評価差額金取崩額		592	502	579
利益剰余金減少高		673	676	1,335
配当金		658	661	1,320
役員賞与		15	15	15
利益剰余金中間期末(期末)残高		110,730	123,501	116,364

## 中間連結キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		8,788	11,425	19,429
減価償却費		4,523	4,756	9,538
減損損失			2,854	
連結調整勘定償却額		15	21	30
貸倒引当金の増加額		4,563	4,210	9,089
投資損失引当金の増加額			17	26
その他の偶発損失引当金の 増加額			0	1
退職給付引当金の増加額		902	315	964
資金運用収益		30,192	32,204	61,176
資金調達費用		1,732	2,893	4,153
有価証券関係損益( )		1,681	350	2,471
金銭の信託の運用損益( )		524	99	627
為替差損益( )		7	7	2
動産不動産処分損益( )		415	112	665
所有土地の償却額		989		989
所有建物の償却額		52		52
貸出金の純増( )減		6,036	28,053	75,758
預金の純増減( )		11,512	8,669	70,640
譲渡性預金の純増減( )		855	10,134	4,804
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減( )		572	1,006	698
預け金(日銀預け金を除く) の純増( )減		216	786	156
コールローン等の純増( )減		31,072	12,280	80,171
コールマネー等の純増減( )		23,221	24,611	4,463
債券貸借取引受入担保金の 純増減( )		24,247	22,285	23,756
外国為替(資産)の純増( )減		666	1,108	815
外国為替(負債)の純増減( )		2	51	13
資金運用による収入		29,604	31,121	60,221
資金調達による支出		1,582	1,871	1,989
その他		2,362	3,168	7,076
小計		92,322	54,959	142,497
法人税等の支払額		429	467	849
営業活動による キャッシュ・フロー		91,893	54,492	141,647

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		235,535	281,813	434,741
有価証券の売却による収入		97,129	116,010	212,527
有価証券の償還による収入		66,736	68,390	134,007
金銭の信託の増加による支出		21,004	2,004	24,004
金銭の信託の減少による収入		0	21,960	1,961
動産不動産の取得による支出		5,360	3,453	11,679
動産不動産の売却による収入		4	39	43
投資活動による キャッシュ・フロー		98,029	80,869	121,885
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		8,000		8,000
劣後特約付借入金 の返済による支出		8,000		8,000
配当金支払額		658	661	1,320
少数株主への配当金 支払額		2	2	2
自己株式の取得による 支出		34	55	116
自己株式の売却による 収入		641		842
財務活動による キャッシュ・フロー		54	719	596
現金及び現金同等物に 係る換算差額		5	5	2
現金及び現金同等物の 増減( )額		6,184	27,090	19,168
現金及び現金同等物の 期首残高		46,709	65,877	46,709
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		40,524	38,787	65,877

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 14社 主要な連結子会社名は、「企業集団の状況」中、「2. 企業集団の事業系統図」(3ページ)に記載しているため省略しました。 なお、滋賀保証サービス株式会社は、設立により当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 14社 主要な連結子会社名は、「企業集団の状況」中、「2. 企業集団の事業系統図」(3ページ)に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 同 左	(1) 連結子会社 14社 主要な連結子会社名は、「企業集団の状況」中、「2. 企業集団の事業系統図」(3ページ)に記載しているため省略しました。 なお、滋賀保証サービス株式会社は、設立により前連結会計年度から連結の範囲に含めておりません。 (2) 非連結子会社 同 左
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会社 同 左	(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会社 同 左
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 14社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 同 左	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 14社
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 当行の保有する商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(口)当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> <p>連結子会社の保有する金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>	(口) 同 左	<p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(口) 同 左</p>
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。	(4) 減価償却の方法 動産不動産 同 左	(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。
	<p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>		<p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。	ソフトウェア 同左	ソフトウェア 同左
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は43,243百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,854百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,317百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>		<p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 (会計方針の変更) 従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識しておりませんでした。平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、早期適用により平成17年3月31日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表についても未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当連結会計年度から未認識年金資産を過去勤務債務として費用の減額処理の対象としております。これによりその他資産(前払年金費用)が42百万円増加し、税金等調整前当期純利益が同額増加しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		(8) その他の偶発損失引当金の計上基準 その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(8) その他の偶発損失引当金の計上基準 同 左
	(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(9) リース取引の処理方法 当行並びに連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。	(10) リース取引の処理方法 同 左	(10) リース取引の処理方法 同 左
	(10) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(11) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は199百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p>	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は66百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は132百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>		
	<p>(11)消費税等の会計処理 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(12)消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(12)消費税等の会計処理 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同 左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)            固定資産の減損に係る会計基準            (「固定資産の減損に係る会計基準            の設定に関する意見書」(企業会計            審議会平成14年8月9日))及び「固            定資産の減損に係る会計基準の適用            指針」(企業会計基準適用指針第6            号平成15年10月31日)を当中間連結            会計期間から適用しております。こ            れにより経常利益は30百万円増加            し、税金等調整前中間純利益は            2,823百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行            法施行規則」(昭和57年大蔵省令第            10号)に基づき減価償却累計額を直            接控除により表示しているため、減            損損失累計額につきましては、各資            産の金額から直接控除しておりま            す。</p>	

## 表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及            び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するもの            の出資持分は、「その他資産」に含めて表示しており            ましたが、「証券取引法の一部を改正する法律」(平成            16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取            引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間連            結会計期間から「有価証券」に含めて表示しておりま            す。</p>

追 加 情 報

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>		<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、当行は、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当連結会計年度から連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

## 注 記 事 項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>1 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,700百万円、延滞債権額は33,655百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,416百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,819百万円、延滞債権額は24,508百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,335百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,653百万円、延滞債権額は27,090百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,333百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)																														
<p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は54,580百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,352百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は37,664百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>167,433百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>11,132百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>58,452百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負債(運用受託金)</td> <td>230百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,062百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は1,246百万円であります。</p>	有価証券	167,433百万円	預金	11,132百万円	債券貸借取引	58,452百万円	受入担保金		その他負債(運用受託金)	230百万円	<p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は49,943百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は78,605百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は35,378百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>143,532百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>11,311百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>35,675百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負債(運用受託金)</td> <td>90百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,642百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は1,214百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は100百万円であります。</p>	有価証券	143,532百万円	預金	11,311百万円	債券貸借取引	35,675百万円	受入担保金		その他負債(運用受託金)	90百万円	<p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は53,696百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は83,775百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は39,028百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>166,809百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>13,451百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>57,961百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他負債(運用受託金)</td> <td>170百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,207百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は1,230百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は100百万円であります。</p>	有価証券	166,809百万円	預金	13,451百万円	債券貸借取引	57,961百万円	受入担保金		その他負債(運用受託金)	170百万円
有価証券	167,433百万円																															
預金	11,132百万円																															
債券貸借取引	58,452百万円																															
受入担保金																																
その他負債(運用受託金)	230百万円																															
有価証券	143,532百万円																															
預金	11,311百万円																															
債券貸借取引	35,675百万円																															
受入担保金																																
その他負債(運用受託金)	90百万円																															
有価証券	166,809百万円																															
預金	13,451百万円																															
債券貸借取引	57,961百万円																															
受入担保金																																
その他負債(運用受託金)	170百万円																															

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、820,359百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が814,331百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は199百万円、繰延ヘッジ利益の総額は221百万円であります。</p>	<p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、840,752百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が827,797百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は66百万円、繰延ヘッジ利益の総額は312百万円であります。</p>	<p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、797,810百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が787,206百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は132百万円、繰延ヘッジ利益の総額は262百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 74,902百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 74,469百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 24,061百万円</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 73,792百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p>

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>1 その他経常費用には、貸出金償却918百万円及び株式等償却84百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益には、償却債権取立益1,802百万円、貸倒引当金取崩額937百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失は、動産不動産処分損415百万円、当行の自己査定基準に基づく所有不動産の償却額1,042百万円、退職給付費用1,014百万円であります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却923百万円及び株式等償却11百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益は、動産不動産処分益 7百万円、償却債権取立益1,210百万円、貸倒引当金等取崩額3,247百万円であります。</p> <p>3 特別損失は、動産不動産処分損119百万円、減損損失2,854百万円であります。</p> <p>4 当中間連結会計期間において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。          なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位とし減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内          主な用途 遊休資産 11カ所          種類 土地・建物          減損損失額 536百万円</p> <p>(ロ)滋賀県内          主な用途 営業用資産 5カ所          種類 土地・建物・動産          減損損失額 264百万円</p> <p>(ハ)滋賀県外          主な用途 営業用資産 1カ所          種類 土地・建物・動産          減損損失額 2,053百万円          上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 「その他の経常費用」には、貸出金償却1,879百万円、株式等償却95百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益には、償却債権取立益2,627百万円、貸倒引当金取崩額3,729百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失は、動産不動産処分損665百万円、当行の自己査定基準に基づく所有不動産の償却額1,042百万円、退職給付費用1,014百万円であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>遊休資産 店舗・社宅跡地等</p> <p>営業用資産 営業の用に供する資産</p> <p>共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成16年9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成17年9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成17年3月31日現在
現金預け金勘定 41,234百万円	現金預け金勘定 39,910百万円	現金預け金勘定 66,214百万円
定期預け金 403百万円	定期預け金 796百万円	定期預け金 15百万円
その他預け金 306百万円	その他預け金 327百万円	その他預け金 322百万円
現金及び現金同等物 40,524百万円	現金及び現金同等物 38,787百万円	現金及び現金同等物 65,877百万円

## (リース取引関係)

リース取引関係の注記事項については、E D I N E Tによる開示を行うため記載を省略しております。

## (有価証券関係)

## 前中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

ただし、該当するものではありません。

## 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

## 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	109,193	141,751	32,558	39,366	6,807
債券	788,563	797,673	9,109	10,041	931
国債	430,872	434,031	3,159	3,751	592
地方債	162,864	166,862	3,997	4,262	264
社債	194,826	196,778	1,952	2,027	75
その他	397,023	396,597	426	2,454	2,880
合計	1,294,780	1,336,022	41,241	51,861	10,620

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

## 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	4,113
公募債以外の内国非上場債券	15,288

## 当中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

ただし、該当するものではありません。

## 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

## 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	104,181	172,602	68,421	70,983	2,561
債券	864,387	868,324	3,937	6,243	2,306
国債	471,477	471,942	464	1,891	1,427
地方債	183,363	186,342	2,978	3,279	301
社債	209,546	210,039	493	1,071	578
その他	445,051	442,178	2,873	2,106	4,979
合計	1,413,620	1,483,105	69,485	79,333	9,848

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

## 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,473
公募債以外の内国非上場債券	15,589

## 前連結会計年度末

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

ただし、該当するものではありません。

## 1 売買目的有価証券(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	16,934	202

## 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

## 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	108,672	157,943	49,270	54,563	5,292
債券	774,409	785,736	11,327	11,519	192
国債	428,954	433,541	4,586	4,713	126
地方債	166,275	171,133	4,858	4,907	48
社債	179,179	181,061	1,881	1,899	17
その他	427,388	424,147	3,241	1,964	5,205
合計	1,310,470	1,367,827	57,356	68,047	10,690

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)  
該当ありません。

- 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	182,632	1,554	3,099

- 6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,442
公募債以外の内国非上場債券	16,054

- 7 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

- 8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成17年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	151,108	384,742	168,353	98,510
国債	89,817	166,586	78,627	98,510
地方債	13,756	77,353	80,024	
社債	47,534	140,802	9,701	
その他	10,761	145,331	157,375	18,694
合計	161,869	530,073	325,728	117,204

なお、満期保有目的の債券はありません。

## (金銭の信託関係)

## 前中間連結会計期間末

## 1 満期保有目的の金銭の信託(平成16年9月30日現在)

該当ありません。

## 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	20,017	19,723	293	11	305

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

## 当中間連結会計期間末

## 1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

## 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	3,014	3,014	0	0	1

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

## 前連結会計年度末

## 1 運用目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	13,754	

## 2 満期保有目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在)

該当ありません。

## 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	20,016	19,740	275	1	276

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

## (その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	40,947
その他有価証券	41,241
その他の金銭の信託	293
( )繰延税金負債	16,557
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	24,390
( )少数株主持分相当額	63
その他有価証券評価差額金	24,327

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	69,484
その他有価証券	69,485
その他の金銭の信託	0
( )繰延税金負債	28,096
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	41,388
( )少数株主持分相当額	113
その他有価証券評価差額金	41,275

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成17年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	57,081
その他有価証券	57,356
その他の金銭の信託	275
( )繰延税金負債	23,080
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	34,000
( )少数株主持分相当額	94
その他有価証券評価差額金	33,905

## (デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引関係の注記事項については、E D I N E Tによる開示を行うため記載を省略しております。

**セグメント情報**

## (事業の種類別セグメント情報)

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 是 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	37,418	3,780	1,186	42,385		42,385
(2)セグメント間の 内部経常収益	253	98	822	1,175	( 1,175)	
計	37,672	3,879	2,008	43,560	( 1,175)	42,385
経常費用	29,669	3,600	1,776	35,046	( 1,182)	33,864
経常利益	8,002	278	232	8,513	7	8,521

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
- (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業
- (3) その他の事業・・・・・・・・クレジットカード、事務代行事業等

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 是 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	41,934	3,835	1,205	46,975		46,975
(2)セグメント間の 内部経常収益	237	125	961	1,324	( 1,324)	
計	42,171	3,961	2,166	48,299	( 1,324)	46,975
経常費用	32,685	3,781	1,973	38,441	( 1,399)	37,041
経常利益	9,485	179	192	9,858	75	9,933

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
- (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業
- (3) その他の事業・・・・・・・・クレジットカード、事務代行事業等

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	74,581	7,600	2,345	84,527		84,527
(2)セグメント間の 内部経常収益	414	219	1,650	2,285	( 2,285)	
計	74,996	7,820	3,996	86,813	( 2,285)	84,527
経常費用	59,940	7,561	3,619	71,122	( 2,300)	68,821
経常利益	15,055	258	376	15,690	15	15,706

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。  
 2 各事業の主な内容は次のとおりであります。  
 (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業  
 (2) リース・投資事業・・・・リース業及びベンチャーキャピタル業  
 (3) その他の事業・・・・クレジットカード、事務代行業等

## (所在地別セグメント情報)

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

## (海外経常収益)

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

## 重 要 な 後 発 事 象

該当ありません。

## 生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

上場会社名 株式会社 滋賀銀行

上場取引所 東・大

コード番号 8366

本店所在都道府県 滋賀県

(URL http://www.shigagin.com)

代表者 役職名 取締役頭取 氏名 高田 紘一

問合せ先責任者 役職名 総合企画部  
主計室長 氏名 今井 信一郎 TEL (077)521-2205

中間決算取締役会開催日 平成17年11月18日

中間配当制度の有無 有

中間配当支払開始日 平成17年12月9日

単元株制度採用の有無 有(1単元1,000株)

## 1. 平成17年9月中間期の業績(平成17年4月1日~平成17年9月30日)

## (1) 経営成績

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%
平成17年9月中間期	42,136	12.0	9,483	18.5
平成16年9月中間期	37,637	0.4	8,000	116.8
平成17年3月期	74,928	0.2	15,054	41.5

	中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
平成17年9月中間期	7,208	39.4	27	23
平成16年9月中間期	5,170	18.2	19	51
平成17年3月期	11,419	87.2	43	05

(注) 期中平均株式数 平成17年9月中間期 264,727,771株 平成16年9月中間期 264,935,587株 平成17年3月期 264,882,144株

会計処理の方法の変更 無

経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年同期増減率

## (2) 配当状況

	1株当たり 中間配当金		1株当たり 年間配当金	
	円	銭	円	銭
平成17年9月中間期	2	50		
平成16年9月中間期	2	50		
平成17年3月期			5	00

## (3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり 株主資本	自己資本比率 (国際統一基準)
	百万円	百万円	%	円	銭
平成17年9月中間期	4,020,805	235,047	5.8	888	03
平成16年9月中間期	3,934,999	206,135	5.2	778	15
平成17年3月期	3,993,325	221,207	5.5	835	43

(注) 期末発行済株式数 平成17年9月中間期 264,684,366株 平成16年9月中間期 264,903,421株 平成17年3月期 264,765,129株

期末自己株式数 平成17年9月中間期 766,040株 平成16年9月中間期 546,985株 平成17年3月期 685,277株

## 2. 平成18年3月期の業績予想(平成17年4月1日~平成18年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
				期末	
通	百万円	百万円	百万円	円	銭
期	78,000	15,500	8,500	2	50
				5	00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 32円06銭

(注) 上記の予想の前提条件その他の関連する事項については、添付資料の11、12ページを参照してください。

## 中間財務諸表等

### 中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		41,216	1.05	39,892	0.99	66,194	1.66
コールローン		71,979	1.83	9,105	0.23	23,286	0.58
買入金銭債権		8,540	0.22	10,034	0.25	8,133	0.20
商品有価証券		1,307	0.03	633	0.02	628	0.02
金銭の信託		32,646	0.83	14,179	0.35	33,479	0.84
有価証券	1,2 8	1,370,161	34.82	1,523,295	37.89	1,403,272	35.14
貸出金	3,4 5,6 7,9	2,259,355	57.41	2,300,154	57.21	2,327,953	58.30
外国為替	7	6,601	0.17	4,010	0.10	5,119	0.13
その他資産	8,10	31,874	0.81	20,860	0.52	21,337	0.53
動産不動産	8,11 12,14	68,090	1.73	64,484	1.60	68,284	1.71
繰延税金資産		15,504	0.39			4,896	0.12
支払承諾見返		54,645	1.39	52,498	1.30	53,318	1.34
貸倒引当金		26,919	0.68	18,331	0.46	22,576	0.57
投資損失引当金		2	0.00	12	0.00	2	0.00
資産の部合計		3,934,999	100.00	4,020,805	100.00	3,993,325	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
預金	8	3,397,789	86.35	3,447,547	85.74	3,455,852	86.54
譲渡性預金		120,756	3.07	136,550	3.40	126,416	3.17
コールマネー		25,652	0.65	31,506	0.78	6,894	0.17
債券貸借取引受入 担保金	8	58,452	1.48	35,675	0.89	57,961	1.45
借入金	13	32,000	0.81	32,000	0.80	32,000	0.80
外国為替		96	0.00	61	0.00	112	0.00
その他負債	10	17,215	0.44	25,692	0.64	17,245	0.43
退職給付引当金		7,472	0.19	7,850	0.19	7,532	0.19
その他の偶発損失 引当金				0	0.00	1	0.00
繰延税金負債				2,517	0.06		
再評価に係る 繰延税金負債	14	14,782	0.38	13,858	0.34	14,782	0.37
支払承諾		54,645	1.39	52,498	1.31	53,318	1.34
<b>負債の部合計</b>		<b>3,728,864</b>	<b>94.76</b>	<b>3,785,758</b>	<b>94.15</b>	<b>3,772,117</b>	<b>94.46</b>
<b>(資本の部)</b>							
資本金		33,076	0.84	33,076	0.82	33,076	0.83
資本剰余金		23,942	0.61	23,942	0.60	23,942	0.60
資本準備金		23,942		23,942		23,942	
利益剰余金		110,350	2.81	122,958	3.06	115,924	2.90
利益準備金		6,916		7,184		7,049	
任意積立金		96,134		106,634		96,134	
中間(当期) 未処分利益		7,299		9,139		12,740	
土地再評価差額金	14	14,711	0.37	14,222	0.35	14,724	0.37
<del>その他有価証券     評価差額金</del>		<del>24,304</del>	<del>0.62</del>	<del>41,234</del>	<del>1.03</del>	<del>33,871</del>	<del>0.85</del>
自己株式		251	0.01	387	0.01	332	0.01
<b>資本の部合計</b>		<b>206,135</b>	<b>5.24</b>	<b>235,047</b>	<b>5.85</b>	<b>221,207</b>	<b>5.54</b>
<b>負債及び 資本の部合計</b>		<b>3,934,999</b>	<b>100.00</b>	<b>4,020,805</b>	<b>100.00</b>	<b>3,993,325</b>	<b>100.00</b>

## 中 間 損 益 計 算 書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		37,637	100.00	42,136	100.00	74,928	100.00
資金運用収益		30,129		32,086		60,939	
(うち貸出金利息)		( 21,374 )		( 20,766 )		( 42,575 )	
(うち有価証券利息 配当金)		( 8,605 )		( 11,110 )		( 18,087 )	
役務取引等収益		5,373		5,525		10,756	
その他業務収益		453		1,650		1,087	
その他経常収益		1,679		2,874		2,144	
経常費用		29,636	78.74	32,652	77.49	59,873	79.91
資金調達費用		1,719		2,846		4,035	
(うち預金利息)		( 786 )		( 1,171 )		( 1,741 )	
役務取引等費用		1,625		1,731		3,302	
その他業務費用		2,802		3,691		5,001	
営業経費	1	21,866		22,662		44,578	
その他経常費用	2	1,621		1,720		2,956	
経常利益		8,000	21.26	9,483	22.51	15,054	20.09
特別利益	3	2,799	7.43	4,522	10.74	6,416	8.56
特別損失	4,5	2,206	5.86	2,973	7.06	2,456	3.27
税引前中間 (当期)純利益		8,593	22.83	11,033	26.19	19,014	25.38
法人税、住民税 及び事業税		30	0.08	2,332	5.54	88	0.12
法人税等調整額		3,392	9.01	1,492	3.54	7,507	10.02
中間(当期)純利益		5,170	13.74	7,208	17.11	11,419	15.24
前期繰越利益		1,536		1,427		1,536	
土地再評価差額金 取崩額		592		502		579	
中間配当額						662	
中間配当に伴う 利益準備金積立額						132	
中間(当期)未処分利益		7,299		9,139		12,740	

### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同 左</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年</p>	<p>(1) 動産不動産 同 左</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) ソフトウェア 同 左	(2) ソフトウェア 同 左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は43,243百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,854百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は33,317百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同 左	(2) 投資損失引当金 同 左
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理	(3) 退職給付引当金 同 左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
			(会計方針の変更) 従来、実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合における当該超過額(以下「未認識年金資産」という。)は「退職給付に係る会計基準注解」(注1)1により資産及び利益として認識しておりませんでした。平成17年3月16日付で「退職給付に係る会計基準」(企業会計審議会平成10年6月16日)の一部が改正され、早期適用により平成17年3月31日に終了する事業年度に係る財務諸表についても未認識年金資産を資産及び利益として認識することが認められました。これに伴い、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日)を適用し、当事業年度から未認識年金資産を過去勤務債務として費用の減額処理の対象としております。これにより前払費用(前払年金費用)が42百万円増加し、税引前当期純利益が同額増加しております。
		(4) その他の偶発損失引当金 その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(4) その他の偶発損失引当金 同 左
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建の資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
7 リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は199百万円であります。 (口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は66百万円であります。 (口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>	<p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は132百万円であります。 (口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより経常利益は30百万円増加し、税引前中間純利益は2,823百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除してあります。</p>	

**表示方法の変更**

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するもの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。</p>

**追 加 情 報**

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>		<p>(外形標準課税)</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当事業年度から損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>

## 注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>1 子会社の株式総額 150百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,661百万円、延滞債権額は33,551百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,386百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 150百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,766百万円、延滞債権額は24,401百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,300百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 150百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「社債」に1百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,627百万円、延滞債権額は26,966百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,294百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は54,431百万円でありませす。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,031百万円でありませす。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませす、その額面金額は37,664百万円でありませす。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりでありませす。 担保に供している資産 有価証券 167,205百万円 担保資産に対応する債務 預金 11,132百万円 債券貸借取引 58,452百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,062百万円を差し入れてありませす。 また、動産不動産のうち保証金権利金は1,231百万円でありませす。 なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理してありませす、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありませせん。</p>	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は49,826百万円でありませす。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は78,295百万円でありませす。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませす、その額面金額は35,378百万円でありませす。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりでありませす。 担保に供している資産 有価証券 143,442百万円 担保資産に対応する債務 預金 11,311百万円 債券貸借取引 35,675百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,642百万円を差し入れてありませす。 また、動産不動産のうち保証金権利金は1,199百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は100百万円でありませす。 なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理してありませす、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありませせん。</p>	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は53,565百万円でありませす。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は83,454百万円でありませす。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませす、その額面金額は39,028百万円でありませす。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりでありませす。 担保に供している資産 有価証券 166,641百万円 担保資産に対応する債務 預金 13,451百万円 債券貸借取引 57,961百万円 受入担保金 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,207百万円を差し入れてありませす。 なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理してありませす、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありませせん。</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、754,518百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が748,490百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、775,408百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が762,453百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、732,922百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が722,318百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は199百万円、繰延ヘッジ利益の総額は221百万円であります。</p>	<p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は66百万円、繰延ヘッジ利益の総額は312百万円であります。</p>	<p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は132百万円、繰延ヘッジ利益の総額は262百万円であります。</p>
<p>11 動産不動産の減価償却累計額 46,760百万円</p>	<p>11 動産不動産の減価償却累計額 45,907百万円</p>	<p>11 動産不動産の減価償却累計額 45,101百万円</p>
<p>12 動産不動産の圧縮記帳額 4,189百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>12 動産不動産の圧縮記帳額 4,189百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>12 動産不動産の圧縮記帳額 4,189百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 24,061百万円</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 1,304百万円 その他 881百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却905百万円及び株式等償却84百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、貸倒引当金取崩額998百万円、償却債権取立益1,801百万円であります。</p> <p>4 特別損失は、動産不動産処分損149百万円、自己査定基準に基づく所有不動産の償却額1,042百万円、退職給付費用1,014百万円であります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 1,341百万円 その他 961百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却919百万円及び株式等償却11百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、動産不動産処分益7百万円、貸倒引当金等取崩額3,306百万円、償却債権取立益1,209百万円であります。</p> <p>4 特別損失は、動産不動産処分損118百万円、減損損失2,854百万円あります。</p> <p>5 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。 (減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 遊休資産 11カ所 種類 土地・建物 減損損失額 536百万円</p> <p>(ロ)滋賀県内 主な用途 営業用資産 5カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 264百万円</p> <p>(ハ)滋賀県外 主な用途 営業用資産 1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 2,053百万円</p> <p>上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 2,716百万円 その他 1,777百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却1,827百万円及び株式等償却84百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、貸倒引当金取崩額3,792百万円、償却債権取立益2,623百万円あります。</p> <p>4 特別損失は、動産不動産処分損398百万円、自己査定基準に基づく所有不動産の償却額1,042百万円、退職給付費用1,014百万円あります。</p>

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>遊休資産 店舗・社宅跡地等 営業用資産 営業の用に供する資産 共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング 営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング 共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	

## (リース取引関係)

リース取引関係の注記事項については、E D I N E Tによる開示を行うため記載を省略しております。

## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成16年9月30日現在)、当中間会計期間末(平成17年9月30日現在)、前事業年度末(平成17年3月31日現在)とも、該当ありません。

## 重 要 な 後 発 事 象

該当ありません。